○関東地方整備局告示第四百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	三郷市彦沢三丁目三六番八から同市彦沢三丁目三六番三まで

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目二八九七番二から同町一之宮二九六四番二まで	前	二九・六〇～四六・五〇メートル	〇・三八六キロメートル
	後	二九・六〇～四六・五〇メートル	〇・三八六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目二八九七番二地先から同町一之宮二九八〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十六日

○関東地方整備局告示第四百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福生市大字熊川字武蔵野一四〇九番一から同市大字熊川字武蔵野一四一〇番二まで	前	四五・五二～七二・五〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	六四・〇一～八三・二六メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市南区清水字二拾四番割四三五九番一から同市南区清水字二拾四番割四三六〇番五まで	前	二四・〇〇～四四・五〇メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	二四・〇〇～四四・五〇メートル	〇・〇一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号及び十七号	新潟市南区清水字二拾四番割四三五九番一から同市南区清水字二拾四番割四三六〇番五まで

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十六日

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
二十三号	安城市福釜町下山二三番から同市高棚町井池五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十七日

○近畿地方整備局告示第二百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

第1　起業者の名称　京都府

第2　事業の種類　府道亀岡園部線改築工事（保津南工区・京都府亀岡市古世町西内坪地内から同市追分町下島地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　京都府亀岡市古世町西内坪及び向嶋並びに追分町下島地内

2　使用の部分　京都府亀岡市古世町西内坪及び追分町下島地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府亀岡市古世町西内坪地内から同市保津町下中島地内までの延長430mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道亀岡園部線改築工事（保津南工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

府道亀岡園部線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき京都府知事が府道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき京都府が道路管理者となることなどから、起業者である京都府は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。